

| 運営規程 | 作成に当たっての留意事項 |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基 づくわごころケアセンター運営規程 (同行援護)</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 <u>特定非営利活動法人わごころ</u>が設置するわごころケアセンタ ー(以下「事業所」という。)において実施する指定障害福祉サービ スの同行援護の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管 理に関する事項を定め、同行援護の円滑な運営管理を図るとともに、 障害者等(サービス対象者に障害児が含まれる場合は、障害児の保 護者も含む)(以下「利用者等」という。)の意思及び人格を尊重し、 利用者等の立場に立った適切な同行援護の提供を確保することを目 的とする。</p> <p>(運営の方針)</p> <p>第2条 事業所は、視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害 者等が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことがで きるよう、当該障害者等の身体その他の状況及びその置かれている 環境に応じて、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必 要な情報の提供、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当 該障害者等の外出時に必要な援助を適切かつ効果的に行うものとす る。</p> <p>2 同行援護の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用 者等の所在する市町村又は指定相談支援事業者が行う連絡調整に協 力し、他の指定障害福祉サービス事業者その他福祉サービス又は保 健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。</p> <p>3 前二項のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援す るための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)及び 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に 基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関す る基準等を定める条例」(平成24年千葉県条例第88号)に定める内 容のほかその他関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。</p> <p>(虐待防止に関する事項)</p> <p>第3条 事業所は<u>特定非営利活動法人わごころ</u>の計画に従い、利用者 等の人権の擁護・虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な 体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等</p> | <p>* 条例第5条3項</p> <p>* 条例第13条(前段)</p> <p>* 条例第18条(後段)</p> <p>* 条例第4条第3項</p> |

の措置を講ずるよう努めるものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 わごころケアセンター
- (2) 所在地 千葉県我孫子市柴崎台2丁目7番30号
コーポ栄 2階203号室

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名 (常勤職員・管理者兼務)

管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている同行援護の実施に関し、事業所の従業者等に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。

- (2) サービス提供責任者 介護福祉士 3名 (3名常勤職員)

サービス提供責任者は、同行援護計画を作成し若しくは必要に応じて当該計画を変更し、利用者等及びその同居の家族にその内容を説明のうえ交付するほか、事業所に対する同行援護の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行う。

- (3) 従業者 常勤換算方式にて2.5名以上

従業者は、同行援護計画に基づき同行援護の提供に当たる。

(営業日・営業時間及びサービス提供日・時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。

ただし、土、日、12月30日から1月3日までを除く。

- (2) 営業時間 午前9時から午後18時までとする。

- (3) サービス提供日 年中無休とする。

- (4) サービス提供時間 午前9時から午後18時までとする。

- (5) 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(同行援護を提供する主たる対象者)

第7条 事業所において同行援護を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- (1) 身体障害者 (18歳未満の者を除く)

- (2) 障害児 (18歳未満の身体障害者)

- (3) 難病等対象者 (18歳未満の者を含む)

* 条例第31条第1項、第2項

* 条例第27条第1～3項

* 条例第31条第3項

(同行援護の内容)

第8条 事業所で行う同行援護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 同行援護計画の作成
- (2) 同行援護に関する内容
 - ア 移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援(代筆・代読を含む)
 - イ 移動時及びそれに伴う外出先において必要な移動の援護
 - ウ 排泄・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助
- (3) 前項に附帯するその他必要な介護、相談、助言

* 条例第22条第1項

(利用者から受領する費用の額等)

第9条 指定同行援護を提供した際には、支給決定障害者等から当該指定同行援護に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

* 条例第22条第2項

2 法定代理受領を行わない指定同行援護を提供した際は、支給決定障害者等から当該同行援護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額(以下「費用基準額」という。)の支払を受けるものとする。

* 条例第22条第3項

3 第11条に定める通常の事業の実施地域を越えて同行援護を提供する場合に要する交通費は、公共交通機関等を利用した場合は、その実費を支給決定障害者等から徴収するものとする。なお、この場合、事業者の自動車を使用したときは、次の額を徴収するものとする。

(1) 通常の事業実施地域を超えてから1kmにつき10円

* 条例第22条第5項

(2) 通常の事業実施地域を超えてから往復を計算し、1km未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

4 第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得るものとする。

* 条例第22条第4項

5 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った支給決定障害者等に対し交付するものとする。

* 条例第23条

(利用者負担額等に係る管理)

第10条 事業所は、支給決定障害者等の依頼を受けて、当該支給決定障害者等が同一の月に事業所が提供する同行援護及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該同行援護及び他の指定障害福祉サービス等に係る費用基準額から法第29条第3項(法第31条の読替適用を含む。)の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額(以下「利用者負担額等合計額」という。)を算定するものとする。

この場合において、事業所は利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、支給決定障害者等及び他の指定障害福祉サービス提供事業者等に通知するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第 1 1 条 通常の事業の実施地域は、東葛地区（我孫子市、柏市、松戸市、流山市、野田市）とする。

* 条例第 29 条

(緊急時等における対応方法)

第 1 2 条 現に同行援護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

2 主治医への連絡等が困難な場合には、医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

* 条例第 40 条第 1 項

(苦情解決)

第 1 3 条 提供した同行援護に関する利用者等並びにその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

* 条例第 40 条第 3～5 項

2 提供した同行援護に関し、法第 10 条第 1 項の規定により市町村が、また、法第 11 条第 2 項又は法第 48 条第 1 項の規定により千葉県知事又は市町村長が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは指定同行援護事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者等並びにその家族からの苦情に関して市町村、又は千葉県知事及び市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村、又は千葉県知事及び市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

* 条例第 40 条第 7 項

3 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力するものとする。

* 条例第 34 条第 3 項

(その他運営に関する重要事項)

第 1 4 条 事業所は、従業員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

* 条例第 37 条第 1 項

(1) 採用時研修 採用後 3 カ月以内

* 条例第 37 条第 2 項

(2) 継続研修 年 2 回

2 従業員は、その業務上知り得た利用者等並びにその家族の秘密を保持するものとする。

* 条例第 37 条第 3 項

- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者等並びにその家族の秘密を保持するため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約に盛り込むものとする。
- 4 事業所は他の指定同行援護事業者等に対して、利用者等並びにその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等並びにその家族の同意を得るものとする。
- 5 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
- 6 事業所は、利用者等に対する同行援護の提供に関する諸記録を整備し、当該同行援護を提供した日から5年間保存するものとする。
- 7 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は特定非営利活動法人わごころと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

* 条例第 43 条第 1 項

* 条例第 43 条第 2 項

附 則

この規程は、平成 30 年 3 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 1 年 5 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 2 年 2 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。